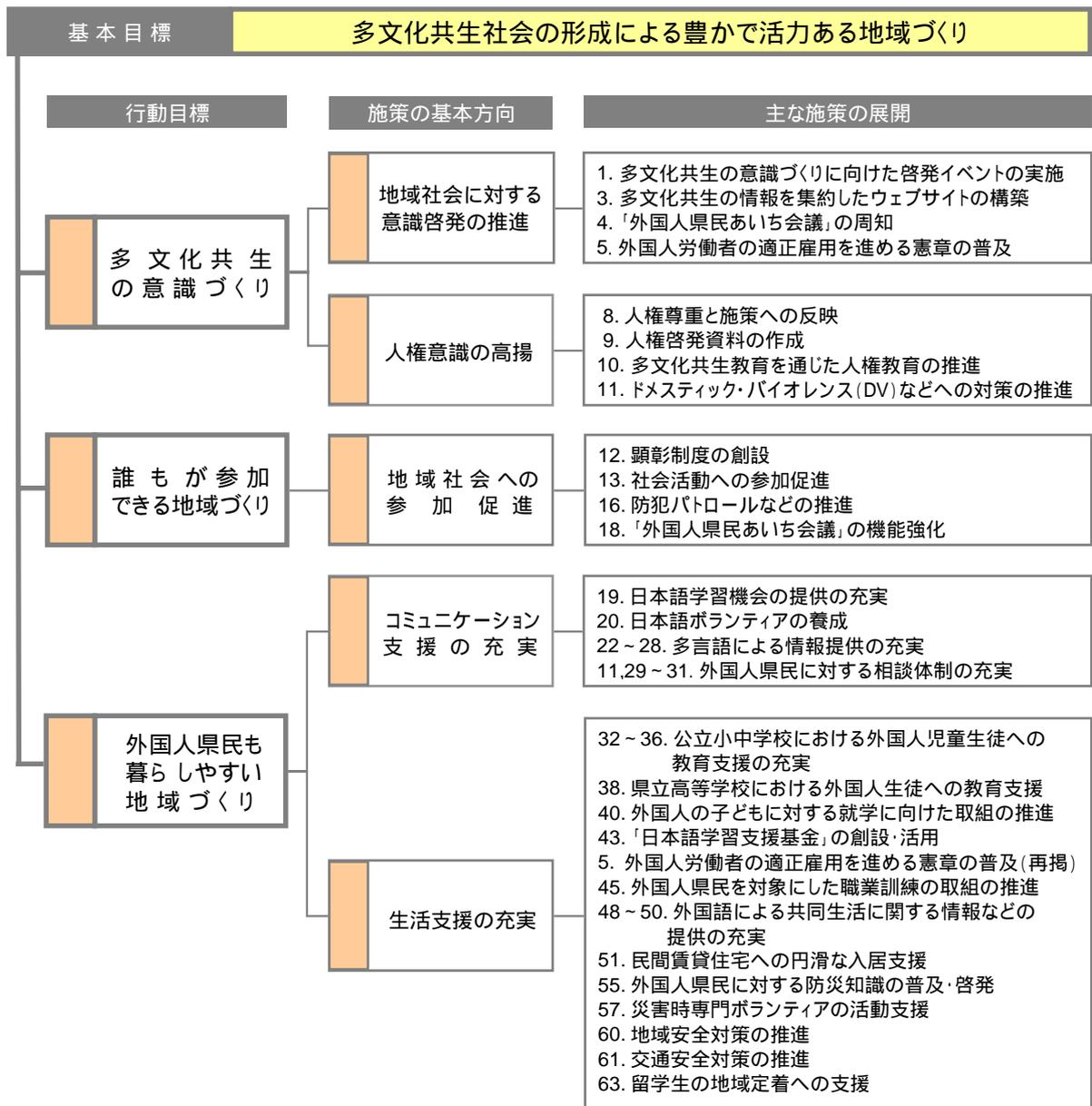


第3章 推進施策の展開

基本目標を実現するため、3つの行動目標ごとに現状と課題を整理します。これらを踏まえた上で、今後とるべき県の施策の方向性を打ち出すとともに、施策を体系的に推進します。また、重要な施策の展開にあたっては年度別に行動スケジュール(68～69頁参照)を明記し、計画的に事業効果を生み出すよう努めます。

【プランの体系】



主な施策の展開の行頭に記載した番号は、後述する「施策の展開」における番号です。

1 行動目標 多文化共生の意識づくり

多文化共生の地域づくりは、日本人県民、外国人県民双方に資するものです。

これを円滑に進めていくには、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などについて相互に理解を深めながら、ともに暮らしていくという意識づくりの推進が重要です。

地域社会、家庭、学校、職場など様々な機会をとらえて、住民、行政、企業、NGO・NPOなどを対象に多文化共生の意識啓発の推進や、外国人県民を始め、すべての県民の人権尊重に対する意識の高揚の促進に努めます。そして、日本人県民と外国人県民が地域で協力・協働できる環境づくりを推進します。

施策の基本方向

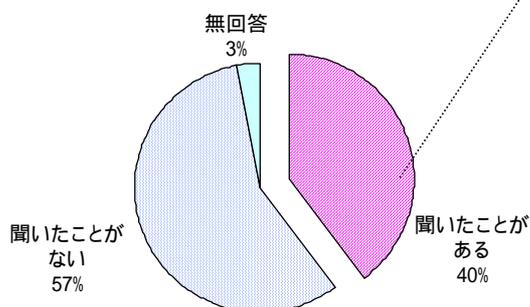
地域社会に対する意識啓発の推進

現状と課題

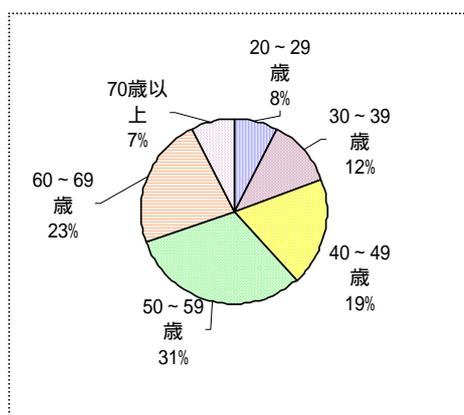
文化や生活習慣のちがい、言葉が十分に理解できないことによるコミュニケーションの不足などから、地域では、誤解による摩擦やトラブルが生じています。

日本人県民は、外国人県民とのコミュニケーションに慣れていないなど、地域における外国人県民との交流が十分進んでいないのが現状です。一方、外国人県民も、日本語によるコミュニケーション能力の不足や外国人県民に対する地域情報などの提供が十分でないことから、日本人県民と交流したり地域の活動に参加したりすることができない場合も多く、地域社会に溶け込めず孤立しがちです。

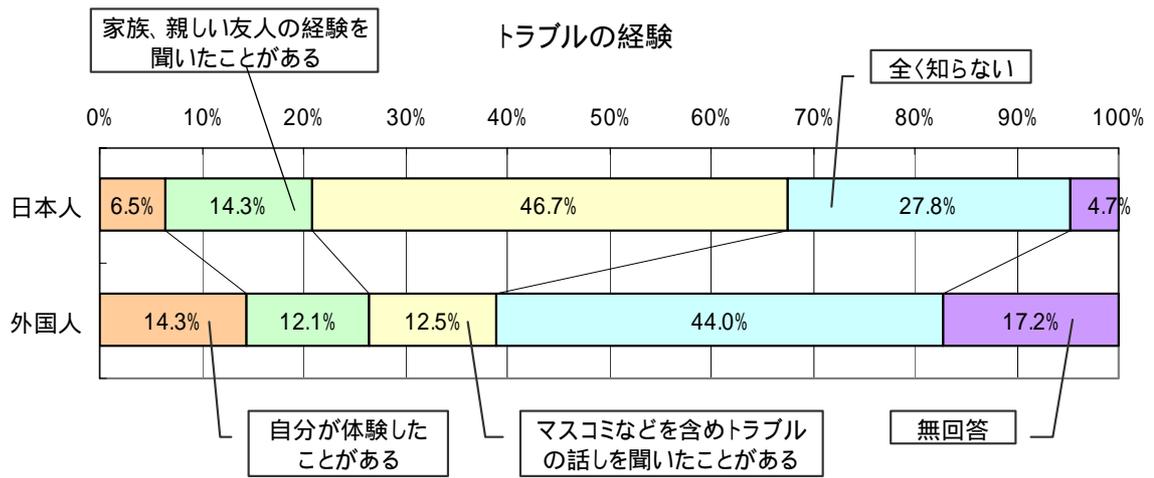
「多文化共生」という言葉



年代別の状況

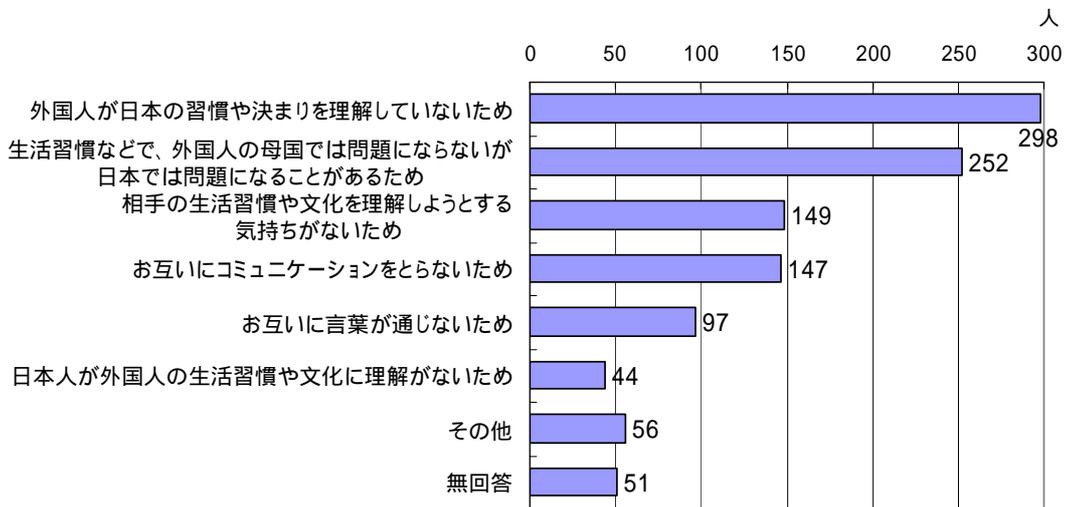


(資料) 日本人県民意識調査(2007)



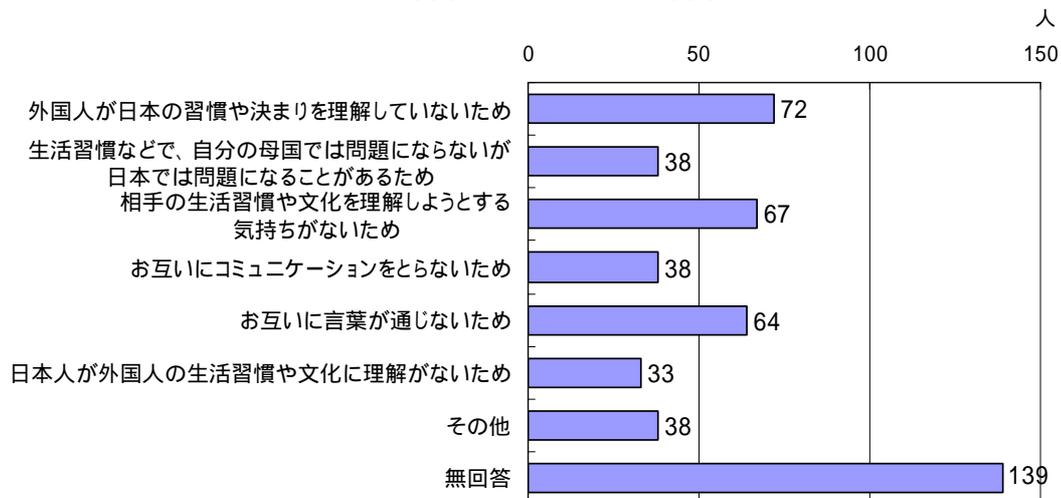
(資料)日本人・外国人県民意識調査(2007)

外国人とのトラブルの原因



(資料)日本人県民意識調査(2007)

日本人とのトラブルの原因



(資料)外国人県民意識調査(2007)

施策の方向

多文化共生の地域づくりには、地域住民全体の多文化共生に関する理解と認識を深めることが不可欠です。日本人県民と外国人県民との相互理解を促進し、地域社会の意識改革を推進するため、地域住民、行政、企業、NGO・NPO などに対して、様々な機会をとらえて継続的に啓発を行います。

また、互いの文化的背景や考え方などを理解でき、交流できる場となる地域の日本語教室を活用して日本人県民と外国人県民の相互理解が促進されるよう努めるとともに、多文化共生に関する幅広い情報を提供できるウェブサイト構築します。

施策の展開

1. 多文化共生の意識づくりに向けた啓発イベントの実施 重点施策 新規施策

多文化共生意識の浸透を図るため、国際交流協会、大学、NGO・NPO などとの連携・協働によるシンポジウムやフォーラムを開催します。

また、(財)愛知県国際交流協会では、多文化共生や国際協力などの活動をしている国際機関や NGO・NPO などと協力して「ワールド・コラボ・フェスタ」など啓発イベントを開催します。

2. 「愛知県多文化共生センター」を拠点とした啓発活動の推進

愛知県多文化共生センターでは、多文化共生社会づくりへの理解を深める「多文化共生理解講座」の開催を始め、多文化共生社会の意義や必要性など、多文化共生に関する啓発活動を積極的に推進します。

3. 多文化共生の情報を集約したウェブサイトの構築 重点施策 新規施策

県、市町村、NGO・NPO などの取組や企業の CSR¹⁸活動の紹介など、多文化共生社会づくりに関する総合的なウェブサイトの構築をめざします。

4. 「外国人県民あいち会議」の周知

多文化共生社会への関心を高めるとともに、「外国人県民あいち会議」の委員が意見を発表する場を設け会議の活動を広く周知するため、シンポジウムの開催を検討します。また、外国人県民の委員としての活躍の姿や会議の内容について広報の充実を図るため、会議開催の都度、多言語でニュースレターを作成します。

5. 外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及 重点施策

「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を通じて、企業が外国人労働者に日本の文化や慣習などについての理解を深める機会を提供するよう、促します。(54頁参照)

6. 地域日本語教室を活用した相互理解の促進

ボランティアを中心に運営される地域の日本語教室は、日本語を学習する外国人県民と支援するボランティアが、日本語の学習を通して互いの文化的背景や考え方などについて理解を深め交流できる場となります。このような地域の日本語教室を活用して、相互理解が促進されるよう努めます。

7. 多文化共生意識をもった行政職員の育成

専門家による講演や先進的な取組を紹介する多文化共生関係市町村連携会議を開催し、行政職員の多文化共生意識の向上に努めるとともに、関係市町村間の情報の共有や連携の構築を図ります。

Column: 「多文化共生」と「外国人支援」

「多文化共生」と「外国人支援」は似た用語に思われますが、異なります。多文化共生の推進にあたっては、外国人県民への支援は重要な取組ですが、その支援は外国人自身が日本社会で自立し、社会参加するための支援です。また、外国人県民を対象にした施策に偏ることなく、日本人県民への啓発などを行い、地域社会の意識改革を進める必要があります。日本人県民も外国人県民とともに暮らすパートナーとして、協力・協働できる関係性こそが多文化共生の前提です。

現状と課題

外国人県民であることを理由に民間賃貸住宅の入居を断られたり、外国人県民が犯罪に関係すると、その国の人すべてが悪いような見方が広まったりすることがあります。また、戦前からの歴史的経緯を背景に日本で生活する韓国・朝鮮籍などの特別永住者に対する無理解や偏見・差別は未だに解消されていないため、これらの人々の人権に対する意識啓発も引き続き必要です。

このような背景から、本県では「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」(2001年2月策定)に基づき、人権教育・啓発を進め、人権尊重の視点にたった取組を進めています。

中でも、公立学校では、総合的な学習の時間などを活用し多文化共生の視点も踏まえた国際理解教育を行っています。

施策の方向

「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」などにおける外国人の人権尊重の趣旨を踏まえ、県民一人ひとりが人権尊重の意識を身につけ、差別や偏見のない地域社会づくりをめざして人権教育・啓発を推進します。

地域社会や家庭、学校、職場などあらゆる生活場面において人権に関する学習機会を増やすとともに、誰もが参加しやすく、主体的に学ぶことができるよう、内容の充実を図ります。

多文化共生の意義や外国人県民が直面している問題などについて学ぶことは、児童生徒の成長にも有益です。総合的な学習の時間を活用するなど、学校教育においても人権尊重の精神を基盤に、多文化共生に関する学習機会の充実に努めます。

施策の展開

8. 人権尊重と施策への反映

「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき人権教育・啓発を進め、県政の各分野において、外国人県民の人権尊重の視点にたった施策を推進します。

9. 人権啓発資料の作成

人権啓発資料を作成し啓発イベントなどで配布して、人権問題に関する正しい認識と理解を深め、人権尊重の態度を養います。

10. 多文化共生教育を通じた人権教育の推進

公立学校での多文化共生の視点にたった国際理解教育や、「学びネットあいち」(愛知県生涯学習情報システム)¹⁹を活用した学習コンテンツにより、互いの文化を理解し尊重する態度を養うなど、人権意識の高揚に努めます。

11. ドメスティック・バイオレンス(DV)などへの対策の推進

DVを始め女性の人権を侵害する様々な問題の解決を図るため、相談窓口の情報を周知するとともに、相談員など専門家のネットワークづくりの推進に取り組みます。

愛知県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)では、外国人県民からの相談に対応できるよう通訳者を雇用し、適切な相談・一時保護を行います。

... 行動目標 多文化共生の意識づくり 数値目標 ...

目 標	現 状 (基準年度)	目 標 (目標年度)	所 管
「多文化共生社会」という言葉の認知度	40%(2007) 日本人県民意識調査(2007)	70% (2012)	地域振興部 愛知県国際交流協会
ワールド・コラボ・フェスタの入場者数	56,000人 (2007)	60,000人 (2012)	愛知県国際交流協会
ワールド・コラボ・フェスタへのNGO/NPOなど参加団体数	80団体 (2007)	100団体 (2012)	愛知県国際交流協会

2 行動目標 誰もが参加できる地域づくり

日本人県民は、外国人県民とともに暮らし地域をつくっていく生活者・地域住民ととらえることが大切です。そして、外国の文化や生活習慣などの理解に努め、交流を深めることも必要です。一方、外国人県民は、地域社会の対等な構成員として、地域のルールを守り、義務を果たしながら、地域社会を支える担い手であると自覚していくことが重要です。

そのため、日本人県民と外国人県民が同じ地域でともに暮らす対等な構成員として参加する地域づくりを推進します。なかでも、外国人県民が地域社会の一員として、個人の能力を十分発揮しながら活躍できるよう、様々な地域の活動への主体的な参加を促進します。

施策の基本方向

地域社会への参加促進

現状と課題

地域では、町内会、自治会、PTA、ボランティア団体などによる様々な活動が行われています。しかし、外国人県民のこれらの活動への参加は、多いとはいえません。外国人県民がこれらの地域活動に、より参加しやすくなるような環境整備が課題となっています。

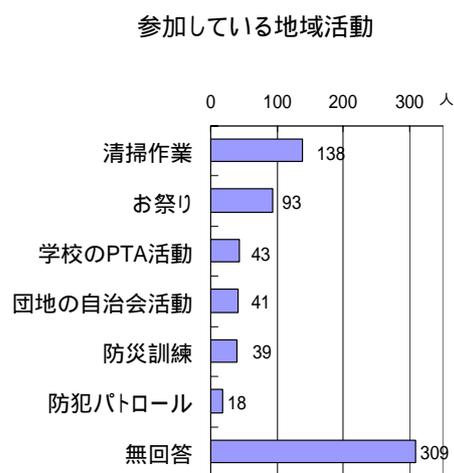
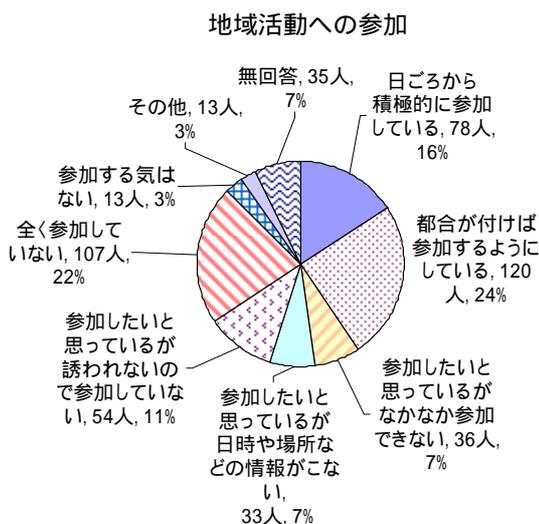
日本人県民は外国人県民を同じ地域で暮らす仲間・パートナーとして受け入れるとともに、外国の文化や生活習慣などを理解する姿勢も必要です。一方、外国人県民は地域社会の一員として、地域のルールを守り、義務を果たしながら、地域の活動に積極的に参加し日本人県民との交流を図るなど、地域社会に溶け込む努力をする必要があります。

地域の活動に積極的に取り組んでいる外国人県民もいます。彼らの存在を地域社会に向けてアピールする取組も求められています。

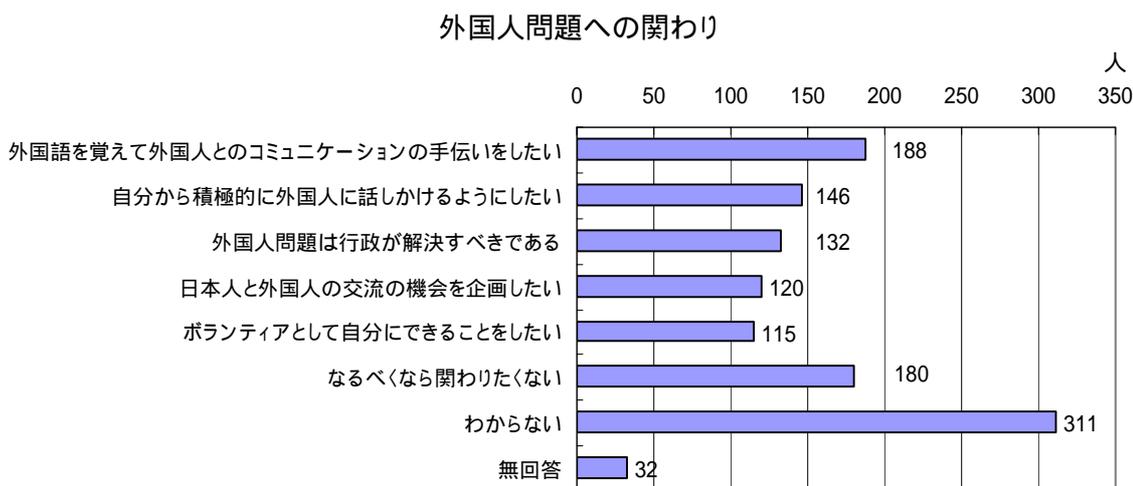
県が設置する国際化や多文化共生に関する有識者会議などで、外国人県民の委員を登用しています。生活者としての外国人県民が増加していく中で、彼らの意見を直接聴く機会を充実させる必要があります。

「外国人県民あいち会議」を2002年度から設置し、外国人県民から直接、県政に対する意見を聴く機会を設けています。同会議で出された意見を県の施策に反映させる仕組みを、更に充実させることが求められています。

年度	テーマ
2002	県行政に対する意見・提案など
2003	交通安全、教育、労働、医療
2004	教育、地域コミュニティ
2005	就職、万博後の愛知の姿など
2006	教育、地域コミュニティ、就労、医療
2007	防災・災害時の支援体制など



(資料) 外国人県民意識調査(2007)



(資料) 日本人県民意識調査(2007)

外国籍県民の地方参政権については、1998年10月以来、「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案」が国会に繰り返し提出され、2007年12月現在も審議中となっています。愛知県議会では、1994(平成6)年12月「定住外国人の地方参政権についての意見書」²⁰を提出し、立法措置について検討するよう要請しています。同じ地域で暮らす一員として、県政への参画を促進する仕組みづくりが求められています。

在住外国人の職業選択の自由や真の国際化への要請に応えるため、2001年度の採用試験などから、警察官・警察職員を除く全ての職種について、日本国籍を必要とする受験資格を撤廃しました。

なお、一部の市町村では、一般事務職員や消防職員などの受験資格には、日本国籍が必要とされています。

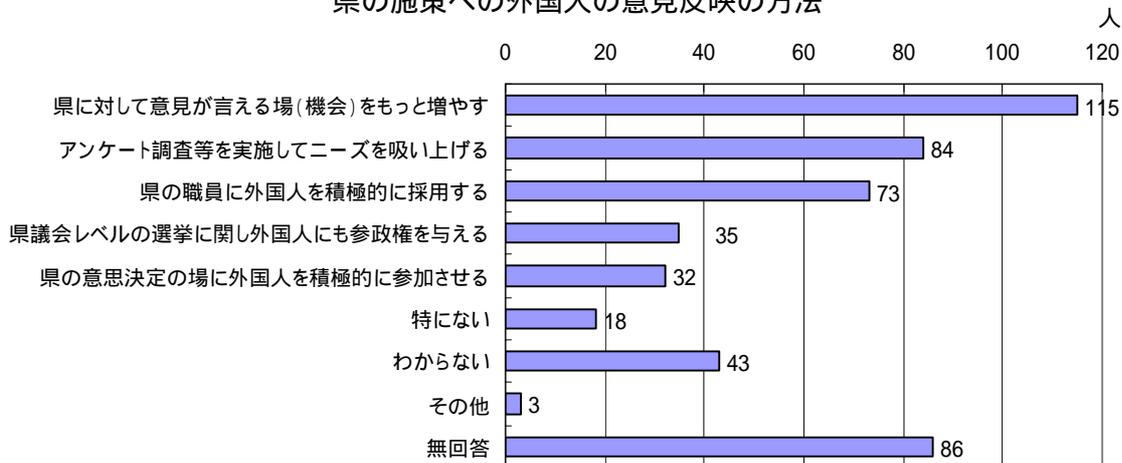
県内市町村の採用試験 国籍要件の撤廃状況

職 種	国籍要件 有	国籍要件 無
一般事務職 一般技術職	3 町	34 市 25 町村
その他 (主に消防職)	7 市 2 町	27 市 26 町村

(資料) 愛知県総務部市町村課調べ(2007年8月)

県知事が国(厚生労働大臣)に推薦する民生委員・児童委員は、市町村議会議員の選挙権がある者の中から選ばれるため、外国籍県民は委嘱されないのが現状です。

県の施策への外国人の意見反映の方法



(資料) 外国人県民意識調査(2007)

施策の方向

国籍や民族などのちがいににかかわらず、地域で暮らす一人ひとりが地域社会の対等な構成員であるという視点から、日本人県民と外国人県民、それぞれが互いを認め合い、同じ地域でともに暮らす仲間・パートナーとして、参加する地域づくりをめざします。

特に、外国人県民自身も地域社会の対等な構成員であるとの認識の下、その能力を発揮して様々な活動に主体的に参加し、ともに地域づくりやまちづくり、災害時に地域社会の一員としての活動などを担うことができるよう、地域の活動への参加の促進に努めます。

「外国人県民あいち会議」など、県政に参画できる機会を提供します。そのうえで、多文化共生に関する施策や外国人県民の視点を生かした地域づくりやまちづくりなどを外国人県民とともに協議し、県の取組に反映させます。

施策の展開

12. 顕彰制度の創設 重点施策 新規施策

多文化共生の推進に長年貢献し、その業績が顕著な個人、団体などを表彰する制度を創設します。

13. 社会活動への参加促進 重点施策

外国人県民が地域社会の一員として、日本人県民とともに活躍できる仕組みづくりを促進するための取組を NPO などと連携・協働して推進します。また、その事業の成果の普及に努めます。

14. 外国人県民も気軽に参加できる交流事業などの実施

地域の様々な行事に外国人県民が主体的に関わっている姿を通して、日本人県民の意識改革を図ることもできます。外国人共生支援住宅団地モデル事業(13頁参照)により得られた成果を生かし、NPO などと連携しながら、多文化共生型の居住を推進します。

15. 防災訓練などへの参加 (60頁)

16. 防犯パトロールなどの推進

外国人集住地区などで、外国人県民も参加した防犯パトロールなどの地域安全活動を推進します。

17. 愛知県立大学における多文化共生の取組の推進

愛知県立大学では、2009年度に「国際関係学科」の新設をめざし、英語やポルトガル語などの外国語運用能力を生かしながら多文化共生の推進に資する人材の育成に努めます。

また、医療関係の社会人などを対象に、医療などの分野でポルトガル語やスペイン語によるコミュニケーション支援ができる人材を養成し、多文化共生の地域づくりへの参加が促進されるよう努めます。

18. 「外国人県民あいち会議」の機能強化 **重点施策** (一部再掲 28 頁)

「外国人県民あいち会議」の機能強化を図り、会議の一層の活性化に努めます。また、会議で出された意見を県の施策に反映できる仕組みづくりについて検討し、その実現に努めます。

更に会議の活動状況を広く周知するとともに、多文化共生社会への関心を高めるため、委員が参加するシンポジウムの開催を検討します。

... 行動目標 誰もが参加できる地域づくり 数値目標 ...

目 標	現 状 (基準年度)	目 標 (目標年度)	所 管 部 局
社会参画活動育成事業への 応募団体のうち、外国人が 代表を務める団体数	4 団体 (2007)	8 団体 (2009)	地 域 振 興 部
地 域 活 動 へ の 参 加 率	40% (2007) 外国人県民意識 調査(2007)	50% (2012)	地 域 振 興 部 防 災 局 建 設 部